

2018年度事業報告書

〔 自 2018年4月1日
至 2019年3月31日 〕

一般社団法人 日本造船工業会

2018 年度事業報告書 目次

第1 組織	1
1. 会員・準会員	1
(1) 会員	1
(2) 準会員	1
2. 総会	1
3. 役員、相談役及び顧問	1
(1) 理事及び監事	1
(2) 会長及び副会長	1
(3) 専務理事及び常務理事	1
(4) 相談役及び顧問	2
4. 常設委員会	2
5. 会議	2
6. 事務局	2
第2 事業	4
1. 企画委員会関係	4
(1) 造船業の経営基盤強化に係わる諸施策の推進	4
① 需要減少下における造船業対策の検討	4
② 長期需要予測の策定及び関連諸調査の実施	4
③ 人材確保に向けた広報活動	5
④ 外国人材の活用推進	6
⑤ 造船技能伝承事業の支援	8
⑥ 鋼材需給関係	8
⑦ 造船関連諸統計・経済関連諸資料の整備	9

⑧海事産業振興策への取組み	9
⑨造船業への公的助成に対する WTO 紛争解決手続きの実施	9
(2) 艦船対策、修繕・改造船対策、その他国内船対策の推進	10
①官公庁船の建造促進のための環境整備	10
②防衛省からの受託事業の実施	11
③修繕・改造船の動向把握	11
(3) 造船業の国際協調に係わる諸施策の推進	12
①国際協調の推進	12
②韓国・中国をはじめとする世界造船業の動向調査	13
③国際需要予測専門家会議	13
④その他	13
(4) 新分野需要開拓の推進	14
①海洋基本計画への対応	14
②新規プロジェクト及び新規需要開拓のための対応	14
2. 技術委員会関係	16
(1) 造船業の技術基盤整備に係わる諸施策の推進	16
①技術開発テーマ（業界共通課題）の創出並びに研究の推進	16
②造船技術者社会人教育への支援	17
③造船学術研究推進機構への支援	17
④関西海事教育アライアンス講義への支援	17
⑤オープンキャンパスへの参加	18
⑥造船 8 大学との交流・連携強化	18
(2) 構造規則関係及び環境関係諸問題に係わる諸対策の推進	18
①審議体制の強化	18
②IMO・ISO等諸規則への対応	19
③トライパタイト会議、ASEF、NACE等、国際対応（技術関連）	22

3. 労務総務委員会関係	25
(1) 造船産業労使会議等、労働関係諸問題に係わる対策の推進	25
①日本基幹産業労働組合連合会（造船重機部門）との協調関係の推進	25
②賃上げ・一時金・退職金・高齢者雇用対策・働き方改革等に関する情報 交換	25
③労働関係諸法規等に関する情報交換	26
④安全衛生労使合同対策の推進（日本基幹産業労働組合連合会（造船重機 部門）との連携事業）	26
(2) 安全衛生対策の推進	26
①安全管理目標と安全成績	26
②労働災害防止強化対策「アクションプラン」の実施	27
③安全衛生セミナーの開催	27
④H S Eに係る海外視察（シンガポール）	28
⑤厚生労働省によるマンガン管理濃度の規制見直し	28
⑥安全衛生対策強化月間	28
⑦安全衛生表彰	28
⑧ホームページを活用した情報の提供	29
⑨全国造船安全衛生対策推進本部（全船安）に対する支援	29
(3) 造船業界に係わるP R活動の推進	30
①造船関係資料・パンフレットなどP R資料の作成	30
②会長記者会見、会長インタビューなどパブリシティ活動の推進	30
③アテネ国際海事展への参加	30
(4) 環境問題に対する取組み	31
①地球温暖化防止関係	31
②廃棄物対策・リサイクル関係	31
③化学物質関係	31
④各種環境規制関係	31

（５）税制改正要望活動等の推進	31
①税制改正要望項目の取りまとめ及び要望活動の推進	31
②経理問題・資金問題に関する情報交換	32
（６）法規株式関係対策の推進	32
４．中手造船委員会関係	33
（１）中手技術連絡会での技術研究開発の推進	33
（２）中手労務担当課長連絡会議・人事担当課長連絡会議の開催	33
（３）中手造船業に関連する諸統計資料の整備	33
５．その他	34
（１）事務連絡組織関係	34
（２）造船工業会ニュースの作成	34
【付 表】	
会員名簿	35
役員名簿	36
相談役・顧問名簿	37
一般社団法人日本造船工業会 組織図	38

【事業報告の附属明細書について】

2018 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、省略。

第1 組織

1. 会員・準会員

(1) 会員

年度末における会員数は、法人会員17、団体会員1、計18であり、年度末における会員の現況等は、巻末「会員名簿」の通りである。

(2) 準会員

本会準会員数はゼロであり、年度中の異動はなかった。

2. 総会

第76回定時総会を6月21日に開催し、2017年度事業報告書並びに同決算書の承認、2018年度事業計画並びに同予算の承認、2018年度防衛省受託事業契約に係わる締結決定の理事会への委任、2018年度日本財団助成金交付申請決定の理事会への委任、指定代表者変更に伴う理事の選任を行った。

3. 役員、相談役及び顧問

(1) 理事及び監事

年度当初は、指定代表者から17名、学識経験者から2名、計19名の理事、学識経験者から2名の監事が在任した。

指定代表者の変更に伴い、2018年6月21日の第76回定時総会において、中村吉伸氏（住友重機械工業）を理事に選任した。

年度末における理事・監事の現況等は、巻末「役員名簿」の通りである。

(2) 会長及び副会長

2018年度当初は、前年度に引き続き、会長には加藤泰彦氏（三井E & Sホールディングス）、副会長には日納義郎氏（住友重機械工業）、斎藤保氏（IHI）、大宮英明氏（三菱重工業）、村山滋氏（川崎重工業）、三島慎次郎氏（ジャパン マリンユナイテッド）、檜垣幸人氏（今治造船）、南尚氏（大島造船所）、上田孝氏（サノヤス造船）の8氏が在任した。2018年7月6日の第667回理事会書面決議において、代表理事たる副会長に中村吉伸氏を選任した。

年度末における理事・監事の現況等は、巻末「役員名簿」の通りである。

(3) 専務理事及び常務理事

代表理事たる専務理事に木内大助氏(学識経験者)、業務執行理事たる常務理事に寺門雅史氏(学識経験者)が在任した。

年度末における専務理事及び常務理事の現況は、巻末「役員名簿」の通りである。

(4) 相談役及び顧問

相談役には、合田茂氏(住友重機械工業)、相川賢太郎氏(三菱重工業)、岡野利道氏(三井E&Sホールディングス)、伊藤源嗣氏(IHI)、西岡喬氏(三菱重工業)、田崎雅元氏(川崎重工業)、元山登雄氏(三井E&Sホールディングス)、佃和夫氏(三菱重工業)、釜和明氏(IHI)の9名が在任した。

また、顧問は桐明公男氏が在任した。

年度末における相談役の現況等は、巻末「相談役名簿」の通りである。

4. 常設委員会

年度当初は前年度に引き続き、常設委員会委員長は、古賀哲郎氏(企画委員会)、大倉浩治氏(技術委員会)、石戸利典氏(労務総務委員会)、檜垣幸人氏(中手造船委員会)であった。

第667回理事会の書面決議において、労務総務委員会委員長に森田裕生氏を選任した。

年度末における各常設委員会等組織図(含む委員長)は、巻末「本会組織図」の通りである。

5. 会議

総会、理事会、正副会長会議及び常設委員会を適宜開催し、それぞれの所管事項の処理に当たった。

理事会は、6月、3月の計2回開催し、本会会務執行上必要な事項について審議し、議決した。

正副会長会議は、4月、6月、9月、11月、12月、3月の計6回開催し、本会方針及び重要事項について審議した。

また、5月、7月、8月に書面による理事会決議を行った。

企画委員会、技術委員会、労務総務委員会、中手造船委員会の常設委員会は、それぞれの専門分野について調査、研究、立案等を行い、その取りまとめに当たった。

6. 事務局

事務局は前年度に引き続き、総務部、企画部、技術部の3部体制であった。

年度末における事務局組織（含む所管業務）は巻末の「本会組織図」の通りである。

第2 事業

1. 企画委員会関係

(1) 造船業の経営基盤強化に係わる諸施策の推進

① 需要減少下における造船業対策の検討

(a) 海事イノベーション部会

国土交通省海事局では、2017年度後半から再開された交通政策審議会・海事分科会・海事イノベーション部会において、前回答申の取組み状況のレビューと新たな課題の検討を開始した。海事生産性革命として、商船分野の生産性向上を目指す「i-Shipping」、海洋開発分野における技術の高度化と市場獲得を目指す

「j-Ocean」、先進船舶の導入と普及、外国人材を含む人材対策等に加えて、自動運航船の導入促進に向けた取組みに関する議論が行われた。2018年6月には、自動運航船の実用化に向けたロードマップの策定を含む、重点課題と施策等に関する報告書が取りまとめられた。

本会は、同部会における議論の進捗状況を把握し、当局と関連情報の収集・提供を行い、同報告書が造船業の振興に向けたものとなるよう努めた。

(b) 技術・企画合同戦略検討会

本検討会は、技術的かつ政策的な観点から各課題の国際競争力強化に向けた戦略を議論すべく、2010年1月に技術及び企画の両委員会の傘下に設置された。今年度は、10月に中国・大連で開催されたASEFや同月の韓国・ソウルでのトライパタイト会議への対応を協議した。

(技術委員会関係 (2) ③「トライパタイト、ASEF、NACE等、国際対応」参照)

② 長期需要予測の策定及び関連諸調査の実施

需給小委員会では、今後の政策展開の基礎とするため、専門的な観点から新造船の建造需要量予測を継続して行っている。

今年度は、新造船建造需要量予測SAJ2018を策定し、6月に韓国・ソウルで開催した国際需要予測専門家会議において発表した。

SAJ2018では予測期間（2016年から2035年）の新造船建造需要量（年平均）を5,580万総トンと予測した。予測の前提となる世界経済や各種荷動きデータなどを更新した結果、前回予測の年平均5,400万総トンに比べ、若干の増加となった。前回予測と同様に、予測期間の前半は過剰船腹の存在が一因で新造船建造需要量は乏しいものの、後半になるにつれ、代替需要を中心に建造需要量は増加してい

くと予測した。

また、最近の海運・造船を取り巻く環境変化に留意し、SAJ2019（予測期間2019年から2040年）の策定作業に着手した。さらに、予測作業の一層の効率化と予測ノウハウの円滑な継承を図るため、海上技術安全研究所の協力を得て、今後の需要予測の進め方について、検討を行った。

③人材確保に向けた広報活動

企画部会は人材確保・育成対策は継続して実施することが必要不可欠である、との認識のもと、下記事業を行った。

(a)壁新聞の発行

2006年度から中学・高校生を対象として造船業の重要性と社会貢献をテーマとした社会科副教材としての「壁新聞」（Shipbuilding News、A1版・裏表面）の発行を開始した。

今年度は第13号「IoT化で変わる造船の設計・製造現場」と題して、人工知能をはじめ、最新の情報管理技術の導入により、ダイナミックに変化しつつある生産現場の様子や自動運航技術などをわかり易く解説した。

壁新聞は中学・高校（18都道府県、約9,300校）に配布、また、縮小版（A3版）を作成し造船所見学者・海事関係機関・博物館・図書館などに配布し、造船業のPRに供した。

(b)大学生向け情報提供「Japan Shipbuilding Digest」の発行

本会は、2007年2月に、大学生の造船業に対する理解を深めるために、会員各社の技術開発と業界トピックスを中心とした情報を提供する「Japan Shipbuilding Digest」を創刊した。

今年度は、第54号から56号まで3回発行し、電子メール等によって造船系大学の学科担当教授を経由し学生に配信するとともに、本会ホームページへの掲載や一般紙・業界紙への提供を通じ、啓蒙活動に努めた。

(c)一般・若年層向け造船業の紹介資料・「SHIPBUILDING IN JAPAN 2019」 作成の支援

国土交通省、日本中小型造船工業会、日本船用工業会、日本船舶輸出組合、日本船舶技術研究協会と連携し、日本の造船業・船用工業の海外向け英文広報パンフレット「SHIPBUILDING IN JAPAN 2019 - Solution Book」を作成、環境対応

技術など日本造船業が誇る高度な課題解決力を紹介している。同資料は、海事展等においてPR資料として活用した。

(d)海の月間における造船所見学イベント

本会は「海の日」のある7月を中心に、小中学生を主な対象とした進水式や造船所の見学会を集中的に実施している。今年度は日本財団の「海と日本PROJECT」の一環として行われ、国土交通省の協賛のもと、日本中小型造船工業会等と協力して、「全国一斉造船所等見学会」を55回開催し、1万名以上の参加を得た。

(e)海事教育に関する文部科学大臣への要望とその後の活動

2015年9月、本会は海事諸団体と協力して、文部科学大臣に対し、海事産業の重要性を新学習指導要領に盛り込むべく要望を行った。これを契機として元文部科学政務官が推進役となって立ち上げられた「海洋教育推進プロジェクト」において、海洋教育の充実に向けた方策の検討が進められ、本会は同推進プロジェクトに参画するとともに、学校教育における海事分野の内容充実に係る様々な活動に取り組んだ。

2016年度末に改訂された小中学校学習指導要領では、海洋や海事産業に関する記述内容が充実した。これを踏まえて、2020年度から使用開始される教科書の作成に向け、本会は教科書出版社に対し、教材となる様々な海事関連の情報提供を行うとともに、説明会や見学会を実施し、造船業への理解向上に努めた。

2017年度に改訂された高等学校の学習指導要領では、本会や造船教育関係者の要望もあり、教科「工業」の中に「船舶工学」が教科として位置付けられ、今年度には同指導要領に基づく「解説」が取りまとめられた。

④外国人材の活用推進

(a)外国人造船就労者受入事業

造船業の人員不足への対処策として、2015年度から「特定活動」の在留資格による外国人就労者の受入れ措置「外国人造船就労者受入事業」が導入されている。本会は、同制度における適正な監理の徹底に向けた周知・啓発活動の実施、日本海事協会が実施する巡回指導への協力等所要の事業を行った。

同制度による新規受入は2020年度末で終了するが、それまでに受け入れた外国人については2022年度末までの就労を可能とする時限措置となっている。

このことから、本会は2023年度以降も同事業と同様に外国人材受入れ措置が講じられるよう当局や関係方面に要望を行ってきた。その結果、後述する新たな外国

人材受入れ制度「特定技能」が創設されることとなった。

外国人造船就労者受入事業については、その実態調査を行い、引き続き動静把握に努めた。2018年12月末時点の本会会員造船所での特定活動による在籍者数は1,830名となっている。

(b)技能実習制度

本会は、技能実習制度における職種の適正な活用方策について検討すべく、企画部会の下部組織である外国人活用問題検討会の元に専門家からなるワーキンググループを設置して、造船業の特性に適応した職種について検討を行った。

2017年11月に施行された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（「技能実習法」）に基づき、「技能実習制度における移行対象職種・作業の追加等に係る事務取扱要領」が発行されており、同要領を参照して、必要な作業や手続き、書類等について検討を行った。

本会会員造船所での技能実習による在籍者数は12月末時点で3,943名であり、前述の特定活動と合わせると5,773名が会員造船所で従事している。

(c)新たな外国人材受入れ制度「特定技能」

政府は「経済財政運営と改革の基本方針2018」を踏まえ、出入国管理及び難民認定法（入管法）の改正を行い、一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れるため、新たな在留資格「特定技能」を創設した。生産性の向上や国内人材の確保に向けた取組を行ってもなお人材の確保が困難な産業分野を対象として、14業種が指定され、この中に造船・船用分野も当該制度の対象業種として認められた。特定技能外国人は「特定技能1号」と「特定技能2号」から構成され、特定技能1号の在留期間は通算で5年間、特定技能2号については在留期間の更新に上限はない。

特定技能1号の技能水準は分野毎に行われる試験等で確認されることになるが、第2号技能実習を修了した者については、試験等が免除される。特定技能2号については、高度な専門的・技術的業務を遂行する監督者としての経験と熟練した技能を確認するための試験が課されることとなっている。

本会は、かねてより、時限措置である「外国人造船就労者受入事業」の延長や同等の外国人材受入れ制度の構築に係る要望を継続して行ってきたところ、少子高齢化による我が国全体の人材確保の困難な状況と相まって、新たな制度として2019年4月より施行されることとなった。

⑤造船技能伝承事業の支援

造船技能者を早期かつ確実に育成することを目的に、国土交通省及び日本財団の支援を得て、本会、日本中小型造船工業会（中小造工）及び日本造船協力事業者団体連合会（日造協）で構成される造船技能開発センターが2004年度に発足し、全国6か所の研修センターで活動している。各研修センターでは、造船技能者の現場での技能習得のみならず、安全意識向上に有効な安全体感研修や、海上技術安全研究所が造船技術者・研究者に船舶海洋工学の基礎知識を習得させることを目的として実施している船舶海洋工学研修のサテライト授業が受講できるようになっている。

同センターに対する日本財団の支援は2014年度で終了し、2015年度からは日本海事協会の支援を得て事業を実施している。

従来と同様に、新入社員研修のほか、各種専門技能研修等を実施し、2018年度の受講生総数は289名となった。また、安全体感研修の受講生は554名、船舶海洋工学研修のサテライト授業受講者は32名であった。

2004～2018年度における研修修了者は累計で5,665名、（安全体感研修、船舶海洋工学研修を含めると12,150名）となった。

地域センター間の相互効果を高めていくことにより、各センターにおける研修の効果的実施と研修内容の向上を図ることを目的とした「地域研修センター意見情報交換会」が6月に開催された。本会は、同会議への出席し意見発信を行う等、地域センターの活動を支援した他、研修事業の動向・ニーズの把握に努め、本会意見の反映に努めた。

⑥鋼材需給関係

(a)造船用鋼材、資材調達問題に関する諸施策の推進

本会会員の海洋構造物用を含む造船用鋼材の購入量調査を行った（4月・10月）。2017年度の購入量実績は321万トン（前年度比7.4%減）であり、10月調査における鋼材購入量の見込は2018年度・308万トン、2019年度・318万トンであった。鋼材及び船用機器の需給状況を的確に把握するための調査及び分析を行い、会員会社の参考に供した。

(b)鋼材市場の調査

鋼材価格の動向と需給状況を把握するため、専門紙による市中価格と経済調査会による大口需要者取引価格の比較を毎月行い、会員各社の参考に供した。

⑦造船関連諸統計・経済関連諸資料の整備

工事量、船腹量、荷動量、売上げ、人員数など造船関連の統計情報や資料を収集分析し、「造船関係資料」（2018年9月版、2019年3月版）、「船種・船型別資料」（四半期毎）などとして取りまとめ、関係各位の参考に供した。

⑧海事産業振興策への取組み

(a)国際協力銀行法に基づく先進国向け輸出金融

国際協力銀行の2017年度の船舶輸出への融資案件は1隻であった。

(b)海運税制の維持・拡充

日本海運業の競争力強化は日本造船業の強化につながることから、本会はかねてより、日本船主協会等が推進する税制改正要望を支援している。

今年度は、期限切れとなる船舶の特別償却制度について、環境負荷低減に資する船舶に加え、IoT等最新の技術を搭載した先進船舶を導入促進するための拡充要望を行った。

本会は積極的に関係議員等への要望活動を展開し、自民党等の関連会議では、本会会長が意見陳述を行い、海運税制の重要性について説明するとともに、その延長・拡充を要望した。

その結果、先進船舶に係る外航船舶の特別償却率は、日本籍船で20%に、外国籍船では18%に拡充が認められた。

(c)海事産業基盤の維持強化

海事産業基盤の維持・強化を図るため、海事振興連盟、国会議員、関係方面に対し、外国人材の活用推進、海運税制の維持・拡充、海事産業の生産性革命、艦艇・巡視船艇の建造・技術基盤維持に向けた支援、海の日7月20日固定化等に関する要望及び提案を行った。

⑨造船業への公的助成に対するWTO紛争解決手続きの実施

造船市況の低迷が長期化する中、アジア造船国においては、国内造船業に対する政府支援が行われており、世界単一マーケットである造船市場に大きな影響を及ぼしている。特に韓国の政府系金融機関による自国造船会社への出融資等や前受金返還保証は、民間取引では実行できない有利な条件・規模で支援が行われているとの報道に接し、本会は政府当局とともにその対応策の検討を開始した。

政府は韓国による公的支援が造船市場を歪曲し、世界造船業の供給過剰問題の解

決を阻害するものと考え、日韓政府による二国間協議を通じて、公的助成の早期撤廃を求めてきたが、韓国政府はこれらの支援は民間ベースで行われているとの姿勢を崩すことはなかった。

このため、政府は、同国の公的助成が世界貿易機関（WTO）補助金協定に違反する疑いが強いとして、11月にWTO協定に基づく紛争解決手続きを開始した。

12月にはWTO協定に基づく二国間協議が韓国において行われ、同国支援措置に係る事実関係を聴取し、WTO補助金協定に違反する疑いが強いとの考えを改めて伝えた。

本会は、JECKU造船首脳会議の場において、公正な競争に向けた商業的慣行に係る世界的な規律が不可欠であることを確認しており、また、政府助成の撤廃による造船市況の回復や公正な競争環境の整備が造船業の健全化に繋がるものと考え、政府のWTO提訴に賛同し、所要の協力を行うこととした。

（2）艦船対策、修繕・改造船対策、その他国内船対策の推進

①官公庁船の建造促進のための環境整備

(a)艦船造修基盤の整備

ア)2019年度艦船建造予算

防衛省艦艇及び海上保安庁巡視船艇の建造・技術基盤を維持していくために、安定的・継続的な艦艇建造隻数の確保等を関係先に要望した。

2019年度の艦船建造予算として、3隻・1,649億円、船齢延伸等の予算として、218億円が確保された。

海上保安庁巡視船艇については、小型巡視艇の建造、ヘリコプター搭載型巡視船の延命・機能向上など19隻（うち継続分15隻）318億円の予算が確保された。

イ)自民党安全保障関係団体政策懇談会への要望

11月に、自民党安全保障関係団体政策懇談会に出席し、次期中期防衛力整備計画における艦艇建造隻数の増勢と計画隻数の確保、艦艇修理工事の予算確保と工期の平準化、調達・契約制度の継続的改善等の艦艇建造基盤維持・強化に関する要望を行った。

ロ)公明党政務調査会安全保障部会への要望

11月に、公明党安全保障部会政策要望懇談会に出席し、艦艇造修の現況を説明するとともに艦艇建造基盤維持・強化及び研究開発予算の確保・税制改正に関する要望を行った。

I)艦船造修整備に係わる官民合同会議への取り組み

12月に、艦艇部会艦船技術小委員会を中心に、海上自衛隊補給本部と共同で「艦船造修整備に係わる官民合同会議」を開催した。会議では、定（年）検細部実施要領の改正に向けた官民双方の合意形成、安全管理態勢強化のための重点管理作業の指定を中心に、艦船の修理・整備作業全般に係わる官民の課題解決に向けた検討、人的要因に起因する故障事例の分析及び再発防止対策の検討を行った。

②防衛省からの受託事業の実施

防衛省からの受託事業については理事会の議を経て、下記13件・受託金額合計：166,484,160円の受託契約を締結した。

(a)海上幕僚監部（下記3件・受託金額合計：12,204,000円）

- ・水上艦のマスト構造に関する技術資料の作成
- ・艦艇のR C S計測要領及び評価に関する調査研究
- ・潜水艦の上部構造に関する技術資料の作成

(b)防衛装備庁（下記7件・受託金額合計：58,808,160円）

- ・水上艦艇構造用先進材料の技術動向調査
- ・操舵装置の低雑音対策に関する技術調査（その2）
- ・潜水艦高性能化に関する基礎資料の作成（その1）
- ・潜水艦取得のプロジェクト管理に適用する基礎資料等の作成に関する調査
- ・船舶設計基準、細則及び解説（潜水艦ぎ装）（案）に関する基礎資料の作成
- ・水上艦船における窓ガラスの防弾性等能力向上に資する技術資料の作成
- ・水上艦船における滞洋能力の向上に資する技術資料の作成

(c)補給本部（下記3件・受託金額合計：95,47,200円）

- ・硫化水素艦内流入防止対策
- ・艦艇の技術維持活動（艦船の部）
- ・硫化水素艦内流入防止対策（変更）

③修繕・改造船の動向把握

船舶修繕・改造工事量（本会会員ベース）の調査を行い、2017年度は1,109隻

(2016年度比・29隻減少)、10,610千総トン(同・11%減少)、完成高は1,080億円(同・38%増加)であった。

(3) 造船業の国際協調に係わる諸施策の推進

①国際協調の推進

(a)JECKU造船首脳会議、同準備会議

JECKU造船首脳会議に先立ち、7月に金沢において各極の実務者クラスが出席するJECKU専門家準備会議(EPM)が開催され、計28名が参加した。EPMでは直面する造船市況とその課題について議論を行い、議題の選定、発表担当極の調整等の造船首脳会議の準備にあたった。

第27回JECKU造船首脳会議(TEM)は、10月に志摩市において開催された。日本、欧州、中国、韓国、米国の主要造船会社の首脳及び関係者計79名が参加した。本会議では、加藤造工会長が議長を務め、成功裡に終了した。具体的には、各極造船業の概況と経済、船種別市況動向、造船需給等についての意見交換が行われ、首脳間の相互理解を深めた。本会議にて承認された議長声明の骨子は以下の通りである。

- ア) 世界の海上荷動き量は、今後、過去に見られた世界の経済成長を大きく上回って成長することは見込み難い。また現在の通商問題の進展次第では海上荷動きに深刻な影響を与えるおそれがある。
- イ) 新規受注はいくらか改善傾向にあるが、多くの地域において、受注残は依然として満足する水準に達していない。需給不均衡、低船価とも今後改善へのトレンドをたどることへの確信が持てておらず、これらの課題の原因に対して継続して対応する必要がある。
- ウ) 公表されている現在の船価は、採算の取れない水準にとどまっていると思われ、市況が持続可能な水準に回復するうえで大きな妨げになり得る。
- エ) IMOにおいて、造船業界共通の意見を発信することが重要。国際海運への環境規制は次第に強化されており、必然的に造船業界に革新的技術を導入する機会をもたらす。技術課題への対応は、ASEFとSEA Europeが協業することが不可欠。
- オ) 昨年議長声明で合意された公正な競争に向けた商業的慣行に係る世界的な規律が不可欠であることを再確認した。
- カ) 次回JECKUは、2019年10月にイタリアにて開催する。

(b)CESS活動

CESS（Committee for Expertise of Shipbuilding Specifics = 造船関係専門委員会）は、日本、欧州、中国、韓国、米国の主要造船事業者及び業界団体で構成される組織であり、本会はその中心メンバーとして活動している。

7月に金沢年次総会（JECKU専門家準備会議と併催）を開催した。国際造船団体ASEF（Active Shipbuilding Experts' Federation）が昨年発足したことを受け、これまでCESSで扱っていた技術的案件はASEFおよび欧州造船船舶用工業会が対応することになった。会議では、JECKUとして健全な競争市場を維持することを目的とした発展的な考えに共同で取り組むことのできる分野を引き続き模索してゆくことで出席者は合意し、10月のJECKU TEMで承認された。

(c)日韓及び日中韓造工事務局会議

日韓事務局会議を4月に静岡で開催し、両国の造船事情などについての情報交換を行った。日中韓造工事務局会議を8月に小樽で開催し、各国の造船業の実状と鋼材価格問題、造船業全体で直面している過剰な建造能力への対応等について率直な意見交換を行った。

②韓国・中国をはじめとする世界造船業の動向調査

韓国、中国を中心とする造船に関連する調査を継続的に行い、その結果を本会会員に供した。その他、IHS統計、クラークソン統計などを随時整理し、本会会員および国内外の関係者からの問い合わせに対応した。

③国際需要予測専門家会議

今年度の国際需要予測専門家会議は、6月に韓国・ソウルで開催された。本会議には需要予測の専門家計40名が出席し、新造船建造需要量予測の発表と議論が行われ、造船市況に影響を与える要因に対するの共通認識が図られた。

④その他

(a)主要造船国との交流

本会は、従来から欧州造船船舶用工業会、中国船舶工業行業協会、韓国造船海洋プラント協会など各国（地域）の業界団体との密接な交流を行っている。

2018年度も引き続き各国（地域）の造船業の現状、造船市況、業界を取り巻く諸問題等について各国と意見交換を行い、相互理解の促進に努めた。この他、米国、英国、ドイツ、オランダ、デンマーク、フィンランド、ロシア、中国（香港）、韓

国、インドネシアなどの海事関係者、主要海事系新聞の記者などの来訪・問い合わせに対して適宜対応を行った。

(b)OECD（経済協力開発機構）造船部会

第126回会合が5月に、第127回会合が11月に開催された。主に韓国政府系金融機関による自国造船所支援と、造船分野における公的助成防止に関する法的拘束力のある国際規律の策定について討議した。韓国の公的支援問題については、1月に韓国政府が政府系金融機関による前受金返還保証（RG）の発給要件を大幅に緩和したことで、安値受注の助長につながるとして参加国より懸念が示されるとともに、日本政府が市場歪曲要因となり得る点を指摘した。また、11月に韓国政府より発表された環境に優しい燃料を使用した船舶に対する発注支援策等が、現在直面している過剰供給状態の改善を遅らせ、市場を歪曲するものであるとの懸念が参加国より表明された。国際規律の策定については、規律の主要な要素である補助金規律と船価規律に関する各国の要求事項を洗い出すとともに、その差を埋めるための検討の方向性について議論が行われた。欧州は、厳格な船価規律を含め野心的な規律を作ることに各国が合意しない限り議論を進展されることはできないと強硬に主張した。日本は、各国の対立点を解消し、最も効果的な船価規律のメカニズムの検討を進めるべきと主張した。韓国は、造船業への船価規律の適用は不適切との立場を示しつつも、中国の参加を条件として船価規律を議論することを受け入れた。結果として、造船部会事務局にて効果的な船価規律メカニズムの検討を行うとともに、3月を目途に中間会合を設置して改めて各国の対立点の解消に向けた議論を行うこととなったが、同会合は年度内に開催されなかった。

(4) 新分野需要開拓の推進

①海洋基本計画への対応

本会は、経団連の海洋開発推進委員会などに出席し、海洋基本計画に基づく諸施策等に関する情報収集に努めた。

②新規プロジェクト及び新規需要開拓のための対応

(a)海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）

日本政府は、交通・都市開発事業の海外市場へのわが国事業者の参入促進を図り、需要リスクに対応した出資と事業参画を一体的に行うため、2014年10月20日に海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）を設立した。本会はJOIN設立時に1億

円を出資している。

今年度はJOINの実務者と企画部会を中心とした本会関係者からなる意見交換会を開催し、JOINの案件成約状況や船舶海洋部門としての活用促進方策等について、意見・情報交換を行った。

(b)再生可能エネルギー

本会は日本風力発電協会に加盟し、技術部会を中心に参加し情報の収集と発信に努めた。

2. 技術委員会関係

(1) 造船業の技術基盤整備に係わる諸施策の推進

①技術開発テーマ（業界共通課題）の創出並びに研究の推進

(a) GBS-SCF-IPR（知的財産保護）業界標準開発

日韓中欧米の5極造工共同で「SCF業界標準・造船業界案」を2012年9月に取り纏めた後、ICS（国際海運集会所）やBIMCO（ボルチック国際海運協議会）等の国際船主団体及びIACS（国際船級協会連合）らのクロスインダストリー間で協議を継続していたところ、2016年3月にクロスインダストリーの共同提案による「SCF業界標準」が纏まり、同年5月に開催されたIMO海上安全委員会に報告し、ノートされた。本件は1年後の見直しに向けて、引き続き状況監視が必要であることから、従前のWG体制を維持している。NKからのSCF（Ship Construction File）にかかる検討依頼があり、対応を行った。

(b)スマートナビゲーションシステム研究会

日本船用工業会の実施した、「環境への全体最適を狙ったスマートシップ研究会」、「スマートナビゲーションシステム研究会（SSAP）」の成果を踏まえ、2015年から、ISO国際標準規格案の策定や各国との調整・対応、及び陸上データセンターを含めたデータサーバ等の実用化仕様の策定・試設計などを行った。その後、国内海事産業の国際競争力の強化を目的とする「新スマートナビゲーションシステム研究会（SSAP2）」が発足し、2018年9月に活動を完了した。

さらに、これまでの研究会の成果を実用化して普及させ、その価値を海事関係者が十分に享受できるようにすることを目指し、新たに必要となるインフラ技術を開発するため、「スマートナビゲーションシステム研究会（SSAP3）」が発足した。同研究会では、船舶におけるサイバーセキュリティ対策が非常に重要との観点から、サイバー分野でのWGが新たに設置された。本会はオブザーバーとして参加し、所要の協力をを行った。

(c)将来の生産技術のあり方の検討

生産部会では、わが国造船業の競争力向上及び技能継承について検討を行い、また、生産現場に関わる各種アンケート調査を実施し、会員各社の参考に供した。特に、各社に生産・設計工程におけるIoT及びAIの適用について、共同研究にふさわしいテーマを選定するためのアンケート調査を実施した。アンケートの結果、各社一丸となってIoT及びAIの活用を検討するため、若手技術者による新たな検討会を設置することとした。

②造船技術者社会人教育への支援

本会は、日本中小型造船工業会、日本船舶海洋工学会と共同で、わが国造船業における若手技術者の技術力向上を図ることを目的として、2001年4月より「造船技術者 社会人教育」を推進している。

今年度は、4月1日に大阪大学にて第18回「造船技術者 社会人教育」を開講した。例年同様、3日間の集中講義と6ヶ月間のEメールによる通信教育が行われ、9月29日に成功裡に終了した。

基礎コース（9コース）と中堅コース（2コース）の計11コースから構成される本講座には、造船会社、海運会社、船級協会など関係業界から総勢269名が受講し、累積受講修了者数は4,240名となった。

本会は、本事業を運営する「造船技術者社会人教育センター」の事務処理等、事業が円滑に推進されるよう協力を行った。

③造船学術研究推進機構への支援

造船学術研究推進機構は、「大学における船舶・海洋関連の学術的基礎研究活動の活性化及び多くの優れた人材のこれら研究分野への積極的参加」を支援するため、1993年2月に設立したもので、全国の大学より船舶・海洋関連の研究テーマ募集を行い、優れた研究に対し研究助成金を交付している。

今年度は、48件の応募が寄せられ、厳正な審査の結果、15件の研究テーマを選定し、総額1,390万円の研究助成金を交付した。

過去26年間では、累計1,203件の応募のうち418件に総額4億5,495万円を交付している。

また、2018年度より学生に博士後期課程への進学を促す施策の一環として、博士後期課程への進学者に対して研究奨学金を交付する事業を開始している。REDASの2019年度事業として1月に募集を開始し、2月末の締切までに3名の応募があった。

本会は、造船学術研究推進機構の事務処理等、事業が円滑に推進されるよう支援を行った。

④関西海事教育アライアンス講義への支援

関西3大学（大阪大、大阪府立大、神戸大）大学院の連携授業「関西海事教育アライアンス」は2008年に開講され、各大学の教員に加え海事関連業界から派遣された実務家講師による講義が行われている。本会は「造船産業技術特論」講座を

担当し、会員各社より講師を派遣し協力を行っている。今年度は、36名（大阪大学21名、大阪府立大学7名、神戸大学8名）が受講した。

⑤オープンキャンパスへの参加

神戸大学海事科学部では、オープンキャンパスにて卒業後の進路を紹介する「業界相談コーナー」を2013年度から設置しており、今年度も本会に対して参加要請があった。本会は、日本船主協会、日本舶用工業会とともに8月9日に開催されたオープンキャンパスに参加し、造船所の紹介DVDや壁新聞、就職ガイドブック等を用いながら高校生やその保護者に造船業の魅力をPRした。

⑥造船8大学との交流・連携強化

造船系学科を有する8大学（東京大、横浜国立大、東海大、大阪大、大阪府立大、広島大、九州大、長崎総合科学大）の担当教官と本会技術委員会は、造船業界の現状と展望、大学教育の課題などについての認識を共有し、相互理解の醸成を図るため、定期的に懇談会を開催している。今年度は11月20日に開催し、大学の運営状況、産学連携の一層の強化等について意見交換を行った。

大学の造船系学科が厳しい運営状況に置かれており、造船業界への優秀な人材の供給にも影響を及ぼしかねない状況である。このことを踏まえ、業界としても積極的な関わりが必要であるとの認識のもと、大学の先生方と共に産学連携強化のための具体策の検討を行う会議体として「大学・造工連携推進会議」を2016年度に立ち上げた。今年度は10月と3月に本推進会議を開催し、造船業界を志す人材の確保に関する施策（夏期実習受け入れ、広報活動）、将来の大学を担う人材の確保・育成に関する施策（REDASを活用した博士後期課程進学者の増加施策）について意見交換を行った。

（2）構造規則関係及び環境関係諸問題に係わる諸対策の推進

①審議体制の強化

(a)国際対応技術部会での検討

後述するASEFが、IMOオブザーバー資格を取得したこと及び3年間の試行期間が終了したことに伴い、これまでの運用を見直し、IMO等の世界に情報を発信する体制を整える議論を継続して行っている。本会においても、ASEFへの対応、既存の技術委員会及びその傘下との連携を議論するため、2017年度に国際対応技術部会を設置し、今年度は、4月、6月、10月、2月に本部会を開催し、ASEF体制の見直し、ASEFが出席する会議への対応等について審議を行った。

(b) MASS (Maritime Autonomous Surface Ships) 検討チームの設置

世界的なIoT技術及びAI技術の発達に伴い、従来から議論されてきた自動航行船の実現性が高くなってきている。既の実証実験が開始されているが、技術的には輻輳海域における問題点やメンテナンスのあり方など検討すべき課題が山積している。一方で、世界的なルールが存在していないことから、IMOで2017年度に新たな検討課題として取り上げられ、2018年度から検討が開始されている。このIMOにおける検討に対応するため、設計部会に新たにMASS検討チームを設置した。本チームは、従来の専門分野のWGとは異なり、全般的な対応が必要となるため、各社の基本計画を担当する者が参加し、チームとして発足し、12月に初会合を行った。

②IMO・ISO等諸規則への対応

(a) GHG (温室効果ガス) 削減

GHG削減関連で継続審議中の諸問題に対応するため、性能分野WGは、日本船舶技術研究協会をはじめ、船級や研究所等の協力の下、エネルギー効率設計指標 (EEDI) 削減率の見直し、最低出力暫定ガイドライン及び海上試運転解析方法の見直しへの対応を行った。

EEDI削減率の見直しについては、2025年からのPhase 3の削減率引き上げについて、一部の船種について予定されていた30%の削減率が適切であることに理解を得るため、関係者に技術情報を提供するとともに、説明を行い、これを実現した。また、最低出力ガイドラインの作成については、現行の暫定ガイドラインの見直しが進められており、原案作成に協力してきたが、IMOにおいてまとまらず、暫定ガイドラインを用いることとされている。

2018年に見直されたITTC (国際水槽試験委員会) の海上試運転解析方法の改正については、IMOでの採択への働きかけに協力し、採択された。本試験方法には、ISOに従う方法もあり、適切な運用、また妥当性について検討を行っている。

さらに、Phase 3 後の議論が必要とされており、その必要性、妥当性を引き続き検討している。

(b) 構造規則の見直し

構造分野WGは、国際船級協会連合 (IACS) のタンカー及びバルクキャリアの共通構造規則 (CSR-BC&OT) の改正案に対し、ASEFを通じて、合理的な改正内容になるよう働きかけを行った。

同WGは、IMOで審議されているタンカー及びバルクキャリアのゴールベース構造基準の専門家による監査の方法の見直しについて、専門家の個人的な意見は排除されるようにすべきとの考え方から、監査方法ガイドラインの改正案を作成し、関係者への働きかけを行った。

(c)係船設備基準の見直しへの対応

舶用品艙装品分野WGは、IMO及び石油会社国際海事評議会（OCIMF）で行われている係船設備基準の見直しへの対応を行った。

IMOでの審議については、合理的な基準が策定されるよう関係者に技術情報を提供するとともに、設計時にリスク評価を義務づけることの困難さについて関係者に働きかけを行い、理解を得た。

OCIMFで行われている係船設備ガイドラインの改定作業については、同WGの代表がOCIMF担当者と直接協議を行い、現実的なガイドラインになるよう働きかけを行った。

(d)その他の主要基準・規格への対応

ア)IMO審議関連

本会は、上記案件の他、IMO審議関連で造船設計に影響の大きい課題に対応すべく、日本船舶技術研究協会の委員会やWG等に参画し、業界意見の発信に努めた。今年度において本会が参画している主要な案件は以下の通りである。

○自動航行船関係

- ・自律型海上輸送システム研究委員会
自動航行船にかかる規制に対応。

○大気汚染防止関係

- ・大気汚染防止基準整備プロジェクト
NOx 3次規制やブラックカーボン規制に対応。

○復原性関係

- ・目標指向型復原性基準プロジェクト
非損傷時復原性基準の全面的な見直しに対応。

○船舶設備関係

- ・係船設備検討会
係船設備基準の全面的な見直しに対応。
- ・船上揚貨装置検討会
貨物クレーンの技術基準策定に対応。

○塗装関係

- ・船体付着生物管理プロジェクト

「外来水生生物の越境移動を最小化するための船舶の生物付着及び制御のためのガイドライン」の強制化へ向けた動きも見られることからフォローを実施。

○その他

- ・防火検討会
- ・水中騒音プロジェクト

1)ISO関係

日本船舶技術研究協会では、ISO（国際標準化機構）の場で日本提案を織り込むことを推進している。うち、造船業に関連の深いISO関係の委員会・分科会には本会の専門家が参画し、専門的見地からの適切な意見の反映に努めた。今年度において本会が参画・関与している主要な案件は以下の通りである。

- 環境分科会／バラスト水サンプリングWG
- 構造分科会
- 構造分科会／プロペラキャビテーションWG
- LNG燃料船WG
- 振動分科会

り)国土交通省等関係

本会は、国土交通省からの各種の造船関係の規則策定に関する意見照会につき、会員会社の意見を取りまとめて回答を行うなどの対応を行っている。

今年度は、燃料油環境規制対応連絡調整会議、i-Shipping(design)推進のためのCFD高度化検討委員会、海事イノベーション部会等に参画し、業界意見の反映に努めた。

2006年4月1日に「改正大気汚染防止法」が施行され、造船業界も揮発性有機化合物（VOC：Volatile Organic Compounds）の排出規制の対象となっている。

2018年度は、生産部会において、法規制と自主的取り組みを併せてVOCの削減を目指し、規制対象施設（排风量10万m³以上の能力を有する塗装施設：排出基準値は700ppmC）を有する本会会員事業所について、年1回以上の濃度計測（法改正により計測回数緩和）を徹底するよう周知するとともに、測定結果の収集に努めた。

(e)関係団体会合への参加

日本適合性認定協会(JAB)、防錆協会、日本機械工業連合会、日本海事協会(NK)、海技振興センター、日本内燃機関連合会等の関係諸団体の会合へ参加し、規則等の動向をフォローするとともに、業界意見の反映に努めた。

(f)IMO会合等への専門家派遣

IMO等の会合に本会会員会社の専門家を派遣し、専門的見地からの意見の反映に努めた。

- IMO関係：MSC（海上安全委員会）、MEPC（海洋環境保護委員会）及び傘下の小委員会など
- ISO関係：TC8総会等での規格対応など
- その他：IACS（国際船級協会連合）理事会との業界懇談会、ICSとの環境対応にかかる打合せ、関連業界会合やセミナーなど

③トライパタイト会議、ASEF、NACE等、国際対応（技術関連）

(a)トライパタイト会議（世界の海運・造船・船級の三者会合）

10月11～12日に韓国・ソウルで開催され、技術的諸規則の重要な課題について、造船業界の見解を表明するとともに関係者との相互理解の増進に努めた。

○今回の主要議題

○脱炭素船

- ・IMO GHG戦略（短・中・長期対策と懸念事項）
- ・ゼロエミッション船
- ・代替燃料と新技術の研究開発努力

○船舶の安全

- ・人間中心設計
- ・サイバーセキュリティ
- ・自動運航船（MASS）

○海洋環境保護

- ・バラスト水管理条約（経験蓄積期間）
- ・2020年の低硫黄燃料油に関する規制
- ・船体付着生物管理

等

○トライパタイト会議JWG

トライパタイト会議において、専門家による詳細な検討を行う必要のあるテー

マが提起された場合には、その都度、トライパタイト会議の下にジョイントワーキンググループ（JWG）を組織して専門家による検討及び意見の集約を行っている。「燃料データの収集」、「サイバーセキュリティ」等についてJWGが組織されており、本会からも専門家を派遣して意見の反映に努めた。

(b)ASEF(Active Shipbuilding Experts' Federation)

10月23日に、第12回ASEFフォーラムを中国・大連で開催した。同フォーラムでは、ASEFの1年間の活動概況及び、最近の全般的な規則・基準改正状況の報告などを行った。

10月22日に第7回理事会及び第4回総会を開催し、3年目の活動報告、4年目の活動計画、4年目の組織人事（4年目の新会長・事務局長は中国造工から日本造工へ引継）を承認し、ASEF会長に加藤会長が就任した。

ASEFのIMOオブザーバ・ステータスを取得した最初の年となり、IMOのMEPC72、MSC99、MSC100といった委員会をはじめ小委員会に積極的に出席を行った。また2019年5月に開催されるMEPC74に向けてASEF名義の提案文書を提出した。

さらに、日本造工がASEF事務局となってから初めてのASEF会合を3月に開催し、ASEFとして対応すべき事務的課題、技術課題について意見交換を行った。

(c)関連業界団体会合への参加

IACS（国際船級協会連合）の理事会（12月、ロンドン）での業界協議（主要トライパタイト会議参加団体が参加）及びIACS共通構造規則改正の提案（RCP:Rule Change Proposal）を審議する会合（1月、ロンドン）へ本会から技術専門家の代表者を派遣し、構造規則やサイバーセキュリティ等に関して問題点の指摘を行った。

CESA/SEA EUROPE（欧州造工）－ASEF会合（10月、ソウル）等に、本会の代表者を派遣し、関係者との意見交換を行った。

(d)NACE（国際防食技術者協会）への対応

塗装関連案件における情報交換と相互協力を目的に、本会とNACEとの間で2011年7月に協力協定を締結した。

今年度も引き続き、PSPC（バラスタタンク塗装性能基準）実施後の不都合点等の対応に関するアンケート実施に向けて、NACEに協力した。

2017年12月に締結されたASEFとNACEの協力協定に基づき、10月のASEFフォーラムにNACE代表者を招き意見交換を実施した。また、3月に本会から技術専門

家の代表を米国に派遣し、定期会合を実施、今後の共同作業計画等について協議した。また、IMOで来年より審議が開始される船体付着生物管理に関して、NACEの技術検討グループの1つであるTEG 532XにASEFとして参加し、協力した。

3. 労務総務委員会関係

(1) 造船産業労使会議等、労働関係諸問題に係わる対策の推進

①日本基幹産業労働組合連合会（造船重機部門）との協調関係の推進

第58回造船産業労使会議は、12月3日に労使首脳が参加して開催され、「造船業を取り巻く諸課題」、「基幹労連の諸活動」等に関し、報告並びに意見交換が行われた。

下部機構の労働経済調査研究委員会は、5月16日、11月21日に開催され、基幹労連の活動方針、労働経済に関する最近の情勢、造船業の現況等について報告及び意見交換を行った。

基幹労連事務局と本会事務局との政策懇談会は、7月17日、2月4日に開催され、最近の造船事情、基幹労連の諸活動、政府への政策要望事項等について意見交換を行った。

②賃上げ・一時金・退職金・高齢者雇用対策・働き方改革等に関する情報交換

(a)春季労使交渉関係

基幹労連加盟の総合重工部会と造船部会に所属する各組合は、アクティブプラン2019(A P 19)春季取り組みとして、2月8日に総合重工部会所属の組合が、2月14日から15日にかけて造船部会所属の組合が要求書を提出した。

基幹労連では、賃金改善要求をこれまで2年分をまとめて一体で行っていたが、A P 16より業種別部会のまとまりを重視し、単年度で要求を行っており、A P 19においても、総合重工部会、造船部会の各組合とも3,500円の賃金改善要求を単年度で行った。

交渉の結果、3月13日より総合重工各社を中心に順次回答がなされ、賃金改善については、三菱重工業、I H I、川崎重工業、住友重機械工業、住友重機械マリンエンジニアリングが1,500円の回答をしたが、三井E&S造船、ジャパン マリンユナイテッドは実施しないとの回答となった。

年間一時金については、三菱重工業が5.8ヶ月（要求：5.9ヶ月）、I H Iが5.6ヶ月+協力金2万円（要求：5.9ヶ月）、住友重機械工業が5.78ヶ月（要求5.9ヶ月）、住友重機械マリンエンジニアリングが4.5ヶ月+5万円（要求5.3ヶ月）、の回答となった。川崎重工業、三井E&S造船並びにジャパン マリンユナイテッドは業績連動方式を採用している。

中手専業各社の賃金改善については、内海造船が1,000円の回答となり、それ以外の会社は協議中の新来島豊橋造船を除き、実施しないとの回答となった。

年間一時金については、大島造船所が3.0ヶ月+a（要求：40万円+4.0ヶ月）、

名村造船所が3.5ヶ月（要求：40万円+4.0ヶ月）、サノヤス造船が4.0ヶ月（要求：40万円+4.0ヶ月）、佐世保重工が3.2ヶ月（要求：40万円+4.0ヶ月）、尾道造船が3.5ヶ月（要求：40万円+4.0ヶ月）、新来島豊橋造船が2.0ヶ月+α（要求：40万円+4.0ヶ月）、内海造船が3.5ヶ月、函館どつくが3.0ヶ月（要求：40万円+4.0ヶ月）との回答となった。

(b) 労務関係

本会は、基幹労連「アクティブプラン」の交渉の背景となる一般経済情勢及び他産別の動向等の調査を行うとともに、会員会社の賃金、一時金、労働時間等労働諸条件、高齢者雇用対策、働き方改革関連法の適用に向けた各社対応等の実態について定期的な情報交換を行った。

③ 労働関係諸法規等に関する情報交換

本会は、労働関係情報の収集に努め、労働行政の動向を把握し、問題点の検討を行った。

会員会社の参考に資するため下記の調査を取りまとめた。

- (a) 造船業における福利厚生の実態調査（制度編）
- (b) 労務交換資料
- (c) 本会会員会社造船部門従業員数調査

④ 安全衛生労使合同対策の推進（日本基幹産業労働組合連合会（造船重機部門）との連携事業）

造船産業労使会議の下部機構である安全衛生推進専門委員会は、(a)本会及び基幹労連の安全衛生活動、(b)安全衛生対策強化月間（7月及び2月）の実施要綱、(c)全国造船安全衛生対策推進本部（全船安）の活動状況、(d)2019年度事業計画等について、報告・審議を行うとともに、7月には、労使合同による安全衛生点検を以下の2事業所において実施した。

- ・7月20日：三菱重工業長崎造船所（三菱重工海洋鉄構）
- ・7月26日：川崎重工業坂出工場

(2) 安全衛生対策の推進

① 安全管理目標と安全成績

安全衛生部会は、2018年1月～12月の安全管理目標を休業災害度数率0.50未満、強度率0.14以下と設定し、安全衛生管理体制の強化、重大災害の根絶及び類似災

害の防止対策の徹底等、重点推進項目を掲げ、諸施策を実施した。

2018年の安全成績は前年と比べ、休業災害発生件数は103件（対前年比23件減）、休業災害度数率は0.86（前年実績1.02）と改善したものの、死亡災害は5件（対前年比1件増）、強度率は0.34（同0.28）と悪化した。

②労働災害防止強化対策「アクションプラン」の実施

安全衛生部会は2008年秋に策定された「労働災害防止強化対策（アクションプラン）」を継続実施した。

(a)安全情報の経営トップへのタイムリーな提供

本会理事会・正副会長会議において、「安全衛生事情」を議題に取り上げ、各社別安全成績を示し、引き続き、経営トップの災害防止への意識高揚に努めた。また、四半期に一度「安全衛生だより」を発行し、災害発生状況や安全衛生部会及び全国造船安全衛生対策推進本部（全船安）の活動についての最新情報を発信した。

(b)安全の専門家による安全衛生特別点検の実施

死亡災害が発生した事業所において、安全の専門家による安全衛生特別点検を実施している。

2018年度は以下の2事業所において特別点検を実施し、2009年からの約10力年で延べ37事業所において特別点検を実施した。

- ・名村造船所（6月28日）
- ・ジャパン マリンユナイテッド舞鶴事業所（12月19日）

③安全衛生セミナーの開催

造船現場における安全・衛生の啓蒙・啓発を目的とした安全衛生セミナーを10月30日に大阪にて開催した。本セミナーは下記2部構成で、それぞれに外部講師を招き講演を行い、安全衛生部会委員、各事業所の人事労務担当者を中心に44名が出席した。

(a)テーマ1：統括管理体制におけるメンタルヘルスの進め方

建設業労働災害防止協会 技術管理部長 本山氏を講師に招き、造船現場におけるメンタルヘルス対策の必要性・方策について、建設業の取り組み事業（簡易ストレスチェック 等）を参考に講演をしていただいた。

(b)テーマ2：H S E マネジメントシステムの普及と進め方

H S E（Health, Safety and Environment 労働安全衛生・環境保全）に関し、日本海事協会 認証 2 部 岸本氏、及び(株)M O L シップテック 社長 吉田氏を講師に招き、諸外国の事例を参考に、H S E マネジメントシステムの普及活動やその推進について講演をしていただいた。

④ H S E に係る海外視察（シンガポール）

H S E マネジメントシステムが世界的に広がりを見せているなか、安全衛生部会幹事5名と事務局1名が、諸外国の動向を調査すべく、シンガポールの下記 2 事業所を視察した。両事業所ともに100名以上のH S E スタッフを配置するなど、事前の予想を超える取り組みを行っており、大変有意義な視察となった。

- ・セムコープ・マリーン（12月11日）
- ・ケッペル・オフショア・アンド・マリーン（同日）

⑤ 厚生労働省によるマンガン管理濃度の規制見直し

厚生労働省がマンガン管理濃度規制の強化、及び塩基性酸化マンガンの特定化学物質障害予防規則（特化則）への適用を検討しているという動きを受け、本部会は、厚生労働省 化学物質対策課との意見交換会を実施し、造船業界に与える影響を訴えるとともに、国土交通省 海事局 船舶産業課をはじめ、関係各所へ本件に関する協力、調査の要請を行った。また、本会においても、理事会、正副会長会議、企画委員会、技術委員会、労務総務委員会等の場で本件を議題に取り上げ、情報の共有を図った。さらに、3月の理事会では、本会として、関係機関との情報交換、連携を図る一方、業界独自に調査を進め、関係機関への働きかけを行っていくことが確認された。

⑥ 安全衛生対策強化月間

7月及び2月を「安全衛生対策強化月間」に設定し、安全衛生ポスターを作成し、会員事業所に配布して、安全衛生対策推進についての啓発を図った。

⑦ 安全衛生表彰

本会は、毎年、安全衛生管理目標を達成した事業所並びに一定の安全成績を取めた事業所に対し、表彰を行っている。

2018年度は、安全優秀賞に7事業所、安全優良賞に3事業所を選定し、2月の安全衛生部会で表彰した。

永年に亘り安全衛生活動・実務に精励した方を称えるために、事業所から推薦のあった以下7名を安全衛生功労者として表彰した。

- ・小林 賢一氏（川崎重工業神戸造船工場）
- ・岩本 靖啓氏（ジャパン マリンユナイテッド呉事業所）
- ・川井 忠文氏（ジャパン マリンユナイテッド津事業所）
- ・小林 昌利氏（住友重機械マリンエンジニアリング）
- ・星野 洋一氏（三井E & S造船千葉工場）
- ・宮本 明 氏（三菱重工業神戸造船所）
- ・森田 修司氏（三菱重工業長崎造船所）

⑧ホームページを活用した情報の提供

本会ホームページの「労働安全衛生コーナー」に随時、安全関係統計や労働災害防止に資する資料集を掲載し、各社の参考に供した。

⑨全国造船安全衛生対策推進本部（全船安）に対する支援

本会、日本中小型造船工業会、日本造船協力事業者団体連合会で構成されている全船安は、「船舶製造又は修理業」の労災保険の収支改善に向けて、全国の造船所において安全相互点検をはじめとする安全衛生推進活動を展開している。

2018年1月～12月の全船安傘下事業所約3,600社の休業災害件数は、278件（前年289件）となり、休業災害度数率は1.57（前年実績1.56）、強度率は0.51（同0.26）となった。死亡災害は11件と、前年5件から大幅に増加した。

本会は、安全衛生関係行政の動向に関する情報提供等、全船安の諸活動を支援した。

(a)統括安全衛生責任者研修会

本研修会は、2009年度からスタートし、全船安の重点事業として取り組んできた。2011～2013年度は厚生労働省の委託事業として実施した。2018年度は国土交通省海事局の協力のもと、10月に下関で開催し、47名が受講した。研修会では、製造・修繕部長クラスや統括管理に携わる参加者に対し、混在作業が多い造船現場での統括安全衛生管理の重要性と連絡調整の不徹底による災害防止についての講義を行った。

本研修会の受講者数は、過去10年間の累計で1,004名となった。

(b)厚生労働省委託事業

本会は、全船安が2018年度に厚生労働省から受託した「外国人造船就労者に係る労働災害防止対策推進事業」に関する運営を全面的に支援し、以下の4つの事業を実施した。

- ・外国人造船就労者に対する安全衛生教育：研修会を49回開催
- ・外国人造船就労者を雇用する事業者に対する安全衛生教育：研修会を11回開催
- ・外国人造船就労者に対する労働安全衛生管理事例集の作成
- ・造船現場用語・安全衛生用語集の作成

(c)本部特別点検の実施

正副本部長、本部役員、総支部（副総支部長、専門スタッフ）による特別点検を、2018年1月～12月に死亡災害を発生させた下記3事業所にて実施した。点検は朝の体操から開始し、不安全状態や行為などの改善事項については是正報告を求めた。

- ・京浜ドック追浜工場（11月12日）
- ・福岡造船福岡事業所（12月6日）
- ・今治造船広島工場（12月7日）

(3) 造船業界に係わるPR活動の推進

①造船関係資料・パンフレットなどPR資料の作成

「造船関係資料」を作成して、本会HPや紙媒体によりマスコミをはじめ広く一般へ提供することで、最新の造船業の実情を理解してもらうべく、啓蒙に努めた。

②会長記者会見、会長インタビューなどパブリシティ活動の推進

本会は、定例の会長記者会見を、6月、10月、12月に業界紙及び一般紙を対象として開催した。会見では新造船の受注量統計等を基に国内外の造船・海運関連の動きを中心に「最近の造船マーケット」を説明するとともに、「J E C K U会議の開催」等、造船業界における主要な出来事を説明した。

内外のマスコミ、研究機関、金融機関、調査機関、企業等からの問い合わせに対し、本会で作成した「造船関係資料」等をベースに、造船業の置かれた現状・問題点、将来の見通し等について説明した。

③アテネ国際海事展への参加

6月にギリシャのアテネで開催された「Posidonia 2018」国際海事展に日本船舶輸出組合と共同で出展参加した。

(4) 環境問題に対する取組み

環境部会は、以下の各種環境問題に取り組んだ。

①地球温暖化防止関係

本会は、地球温暖化防止に向けた産業界の取組みとして経団連が推進する低炭素社会実行計画に参加しており、国内の事業活動における温室効果ガス削減目標として「2020年のCO2排出量を原単位で2012年比5%程度削減する」及び「2030年度のCO2排出量を2013年度比6.5%削減するよう努める。なお、この目標は、造船業界における将来の生産量見通しや、わが国のエネルギー政策及びその前提条件等に変更が生じた場合、見直す可能性がある。」旨を掲げている。

今年度は、上記の目標達成に向け、会員各社における2017年度の取組み実績についてフォローアップ調査を実施し、経団連へ報告した。

②廃棄物対策・リサイクル関係

本会は、経団連の環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕に参加しており、業種別目標として「造船所の製造段階における廃棄物の再資源化率を2015年度において、86%程度にする（2000年度：77%）」及び「船舶製造段階における産業廃棄物再資源化率を2020年度において86%程度とするよう努める。」旨を掲げている。今年度は、2017年度の会員各社における廃棄物等の発生量・再資源化量に関する調査を実施し、経団連へ報告した。

③化学物質関係

化学物質排出把握管理促進法（PRTR制度）に基づき調査された「2017年度における造船業の化学物質排出量・移動量」を取りまとめ、各社の参考に資した。

④各種環境規制関係

会員各社の事業活動に影響を及ぼし得る環境規制について動向を把握し、情報共有を図るとともに業界意見の発信を行った。

(5) 税制改正要望活動等の推進

①税制改正要望項目の取りまとめ及び要望活動の推進

本会は、国土交通省や他の業界団体と連携を密にしながら、造船業界に関係の深い税制に係わる要望活動を展開した。財務部会において、「研究開発税制の更なる拡充」、「船舶特別償却制度の延長・拡充」等を重点項目とした平成31(2019)年

度税制改正要望事項を取りまとめ、8月の書面による理事会決議で承認を受け、10月に自民党をはじめ関係方面へ要望を行った。

12月に政府は平成31（2019）年度税制改正大綱を決定したが、本会の重点要望事項に関しては次の通りの結果となった。

(a)研究開発税制の更なる拡充

政府の税制改正大綱に、総額型の控除率上限の特例の2年間延長、高水準型の特例を改組した上で2年間の延長、オープンイノベーション型の拡充等が盛り込まれた。

(b)海運関連税制の延長・拡充

政府の税制改正大綱に、船舶の特別償却制度について、新たに特定先進船舶に対する特別償却が追加（日本船舶20%、日本船舶以外18%）されるとともに、特定先進船舶以外の船舶に対して償却率を見直した上で（日本船舶18%→17%、日本船舶以外16%→15%）、2年間の延長が盛り込まれた。

②経理問題・資金問題に関する情報交換

本会は、会員各社が発表する「2018年3月期末決算」及び「2019年3月期中間決算」について情報交換を行った。2018年12月には経理情報交換会を開催し、I F R S（International Financial Reporting Standards〔国際財務報告基準〕）への対応状況をはじめ、各社の会計方針及び経理処理、会計監査への対応等に関して幅広く情報交換を行った。

(6) 法規株式関係対策の推進

法規・株式部会は、会員会社の株主総会運営の充実化・効率化を図るため、7月、2月に会議を開催し、各社の定時株主総会のスケジュール・運営・総会関連資料等について情報・意見交換を行った。

4. 中手造船委員会関係

中手造船業に係わる経営基盤の整備、関連諸施策の推進について、適宜、委員会等を開催し、中手造船業特有の諸問題や海事展についての意見交換を行った。

(1) 中手技術連絡会での技術研究開発の推進

技術委員会に参画している中手造船会社では中手固有の技術的課題に対処すべく、技術連絡会を組織し、日本海事協会・日本造船技術センター等の協力を得ながら、下記の取り組みを行った。

性能分野では、2015年度（平成27年度）から「CFDを用いた複雑形状（省工ネ付加物）対応計算、船型／省工ネ付加物最適化、波浪中計算及び操縦性能計算に関する調査研究」を実施しており、第四期の最終取り纏めを行った。また、次年度から2020年度（平成32年度）までの第五期研究を承認した。

構造分野では、2017年度（平成29年度）から新たに「舵・スタンプレームの設計マニュアル作成」の研究を二年間の予定で開始した。

艀装分野では、2016年度下期から「構造用接着剤の適用範囲と工事要領について」の研究を2018年度上半期までの予定で実施している。

(2) 中手労務担当課長連絡会議・人事担当課長連絡会議の開催

中手労務担当課長連絡会議・人事担当課長連絡会議を3回（7月、11月、3月）開催し、労使交渉の状況、労働時間・育児介護休業等の労働関係に係る課題について情報交換を行った。

(3) 中手造船業に関連する諸統計資料の整備

海運市況、造船市況及び韓国等主要の造船国の現状に関する資料を作成して、中手各社の業務の参考に供した。

5. その他

(1) 事務連絡組織関係

本会には、常設委員会関係の他に、総務関係事項等を検討する組織として、総務部長会議が設けられており、必要に応じ会議を開催し、当面する総務関係諸問題の処理について、情報・意見交換を行った。

(2) 造船工業会ニュースの作成

造船工業会ニュース235号から246号までを発行し会員各社の業務の参考に供した。

海上運賃、新造船船価及び外国為替レート等の毎月の動きに加え、世界の新造船工事状況、本会会員会社の竣工船実績調査などの統計類を定期的にまとめた。

会 員 名 簿

法人会員：17社

(2019年3月31日現在)

会 社 名	指 定 代 表 者		
(株) I H I	会 長	齋 藤	保
今治造船(株)	社 長	檜 垣	幸 人
(株)大島造船所	代 表	南	尚
尾道造船(株)	社 長	中 部	隆
川崎重工業(株)	会 長	村 山	滋
佐世保重工業(株)	社 長 代 行	加 藤	陽 一
サノヤス造船(株)	社 長	上 田	孝
ジャパン マリンユナイテッド(株)	特 別 顧 問	三 島	慎次郎
(株)新来島どつく	社 長	曾 我	哲 司
(株)新来島豊橋造船	社 長	森 本	洋 二
住友重機械工業(株)	会 長	中 村	吉 伸
常石造船(株)	社 長	河 野	健 二
内海造船(株)	社 長	川 路	道 博
(株)名村造船所	社 長	名 村	建 介
函館どつく(株)	社 長	関 川	義 紀
三井E & Sホールディングス(株)	相 談 役	加 藤	泰 彦
三菱重工業(株)	会 長	大 宮	英 明

団体会員 1

(一社) 日本中小型造船工業会

会 長 東 徹

準 会 員 0

(本事業年度内の指定代表者の変更)

住友重機械工業(株)

日納義郎

→ 中村吉伸

(2018年6月21日)

役員名簿

理事：19名 監事：2名

(2019年3月31日現在)

会 長	理 事	加 藤 泰 彦	三井E & Sホールディングス(株)
副 会 長	同	中 村 吉 伸	住友重機械工業(株)
同	同	大 宮 英 明	三菱重工業(株)
同	同	齋 藤 保	(株) I H I
同	同	村 山 滋	川崎重工業(株)
同	同	三 島 慎次郎	ジャパン マリンユナイテッド(株)
同	同	檜 垣 幸 人	今治造船(株)
同	同	南 尚	(株)大島造船所
同	同	上 田 孝	サノヤス造船(株)
専務理事	同	木 内 大 助	学識経験者
常務理事	同	寺 門 雅 史	学識経験者
	同	中 部 隆	尾道造船(株)
	同	加 藤 陽 一	佐世保重工業(株)
	同	曾 我 哲 司	(株)新来島どつく
	同	森 本 洋 二	(株)新来島豊橋造船
	同	河 野 健 二	常石造船(株)
	同	川 路 道 博	内海造船(株)
	同	名 村 建 介	(株)名村造船所
	同	関 川 義 紀	函館どつく(株)
	監 事	上 杉 繁	学識経験者
	同	小葉竹 泰 則	学識経験者

(本事業年度内の役員の変動)

理 事 日納 義郎 (住友重機械工業(株))

(2018年6月21日退任)

理 事 中村 吉伸 (住友重機械工業(株))

(2018年6月21日就任)

相談役・顧問名簿

相談役：9名

(2019年3月31日現在)

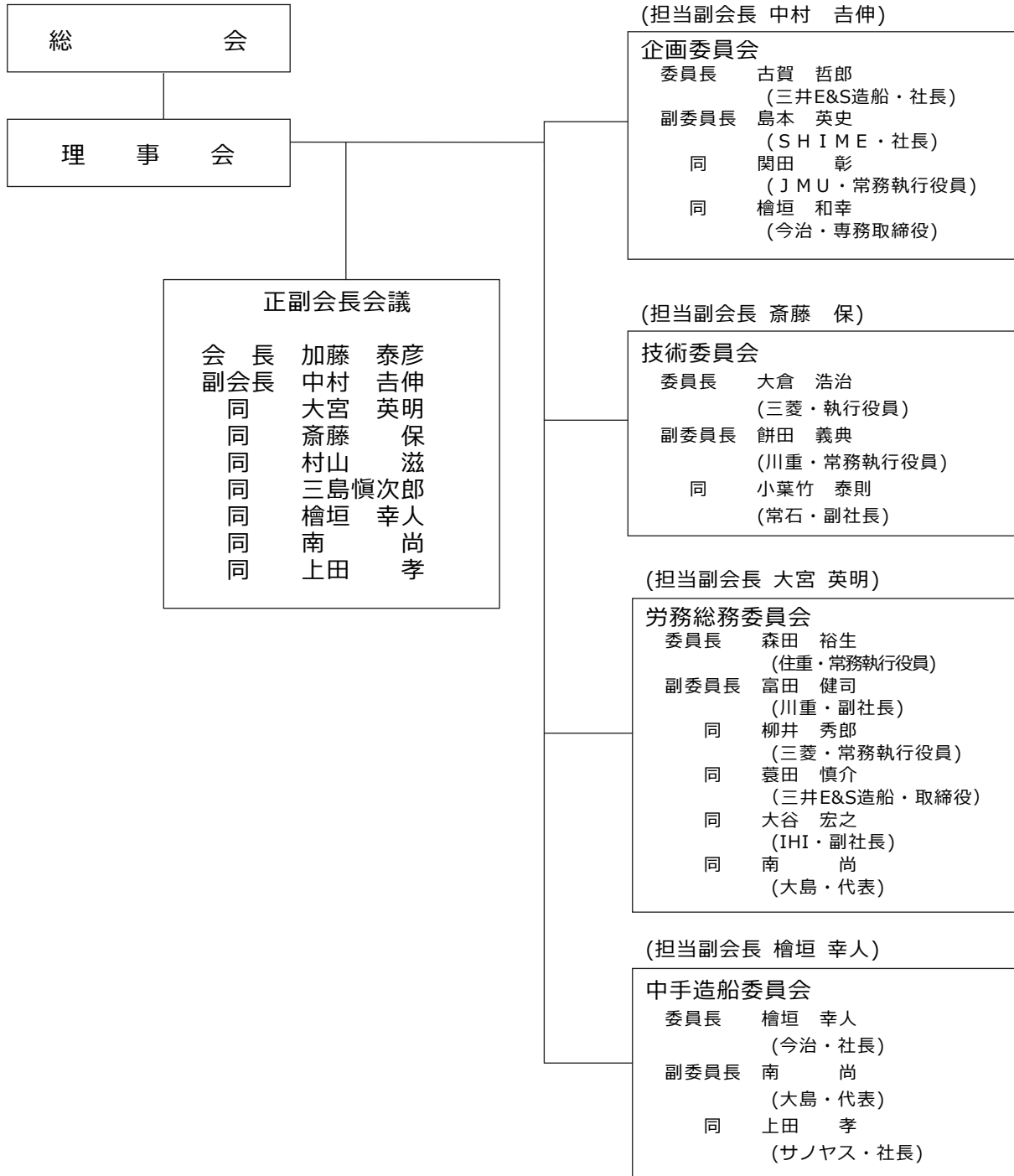
合 田 茂	1993年6月16日～1995年6月22日	本会会長
相 川 賢太郎	1997年6月19日～1999年6月15日	(同)
岡 野 利 道	2001年6月19日～2003年6月17日	(同)
伊 藤 源 嗣	2003年6月17日～2005年6月21日	(同)
西 岡 喬	2005年6月21日～2007年6月19日	(同)
田 崎 雅 元	2007年6月19日～2009年6月16日	(同)
元 山 登 雄	2009年6月16日～2011年6月21日	(同)
釜 和 明	2011年6月21日～2013年6月18日	(同)
佃 和 夫	2013年6月18日～2015年6月16日	(同)

(会長就任順)

顧問：桐明公男（学識経験者）

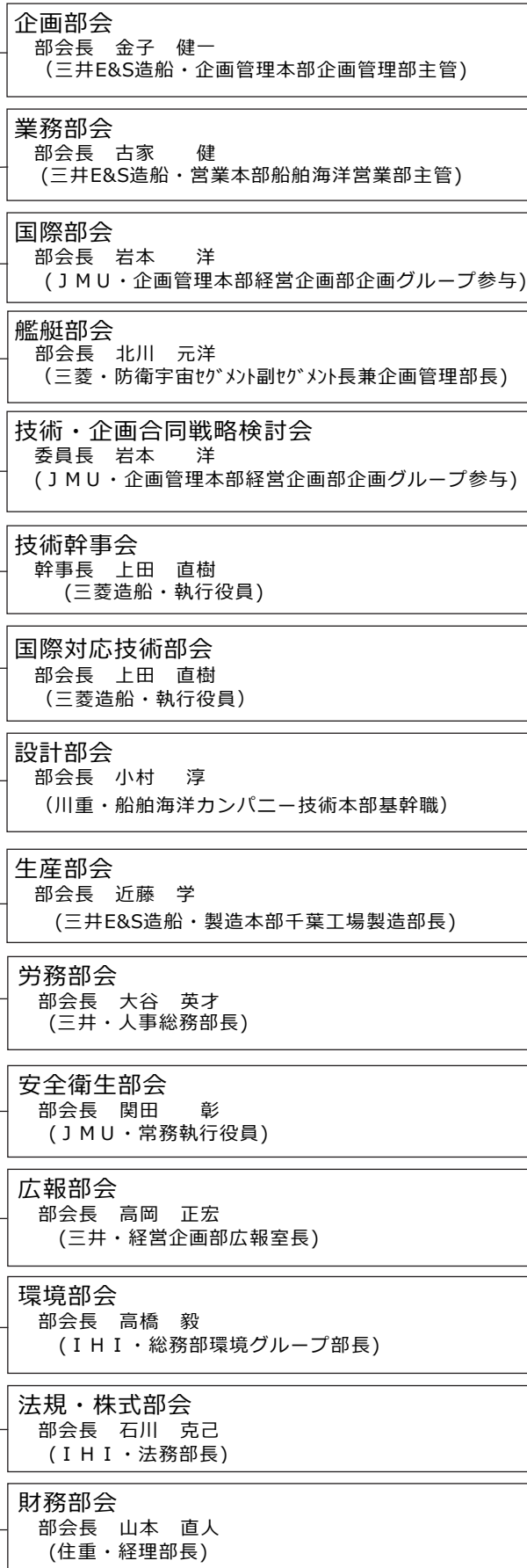
一般社団法人 日本造船工業会 組織図

2019年3月31日現在



(注)社名略称 ① J M U … ジャパン マリンユナイテッド

② S H I M E … 住友重機械マリンエンジニアリング



需給小委員会
 委員長 山下 弘
 (J M U・商船事業本部海洋物流イノベーション推進部商品・ソリューション企画グループ主査)

シップリサイクル小委員会

外国人活用問題検討会
 委員長 中部 隆
 (尾道・社長)

メガフロート連絡会

